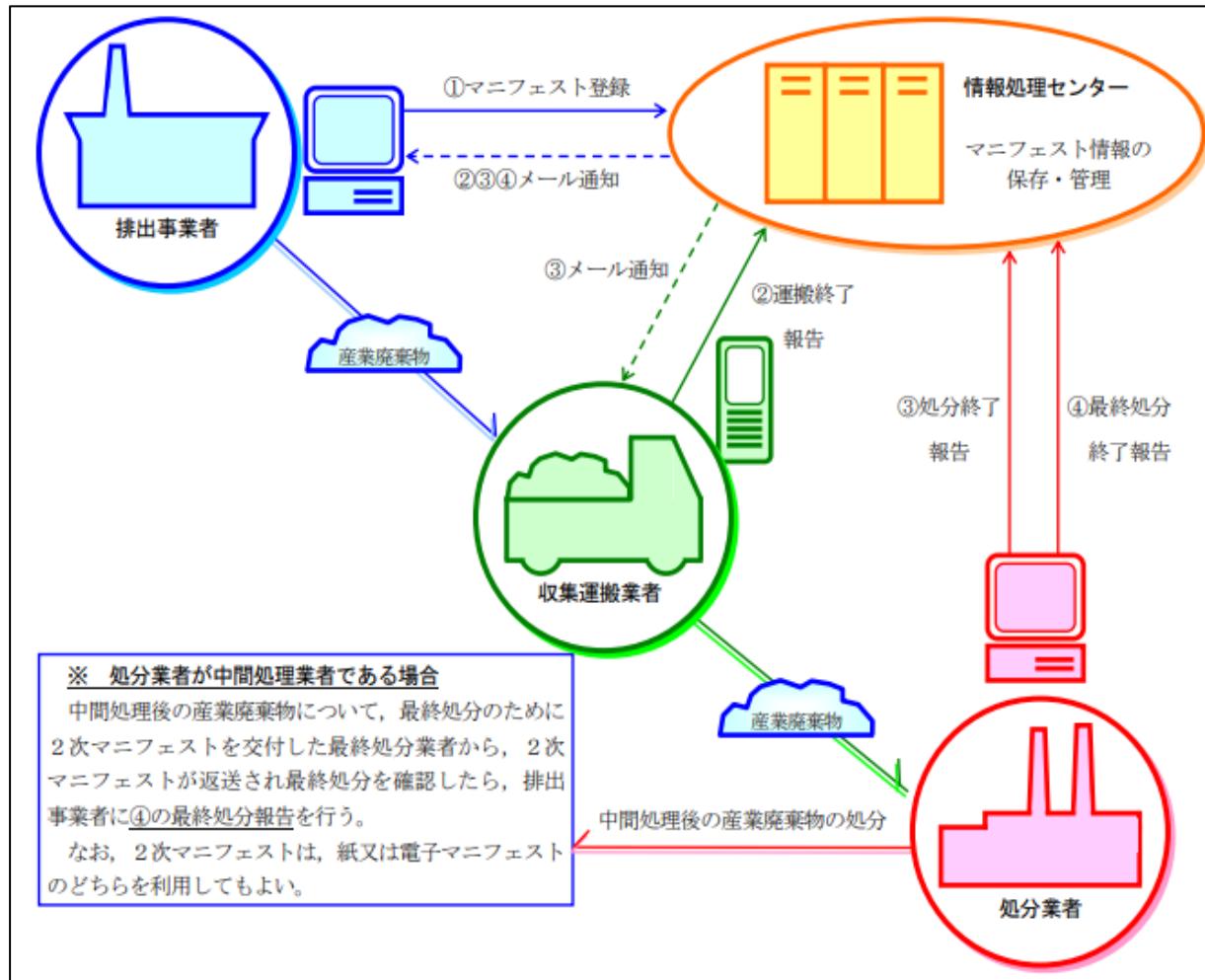


電子マニフェストの活用について

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

電子マニフェストとは・・・

- 電子マニフェストシステム(JWNET)は、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです。



● 事務処理の効率化

- ・行政への年次報告（管理票交付等状況報告）が不要
- ・マニフェストの保存が不要
- ・紙のやり取り（発送、郵便受付作業）の省略
- ・テンプレート登録機能等によるマニフェスト作成の簡易化

● 法令順守（コンプライアンス）

- ・マニフェストの誤記、記載漏れ、紛失の防止
- ・各種期限を一覧表示機能や通知機能で確実に確認

● 透明性の確保

- ・マニフェストの偽造、不正修正の防止
- ・本社・支店において、全国各地の排出事業場のマニフェスト情報を閲覧可能

電子マニフェストの難しい点

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が電子マニフェスト制度に加入している必要がある
⇒加入者情報はあらかじめJWNETのHPにおいて、検索が可能です。
- 紙マニフェスト部分については引き続き年次報告（管理票交付等状況報告）が必要
⇒電子マニフェスト利用分は行政への年次報告が不要。

料金, アクセスイメージ

1. 料金表(排出事業者)

区分	A料金	B料金	C料金
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	(5件まで無料) 6件から22円
目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	90件以下

2. アクセスイメージ



The screenshot shows the 'Login' page of the JW Center website. It features a green header bar with the word 'ログイン'. Below it, there are two input fields: '加入者番号/ID (半角入力)' and 'パスワード (半角入力)'. To the right of the password field is a 'ログイン' button. Below the input fields, there is a link 'パスワードを忘れた方' and a note 'システム稼働中です。' (System is running). On the left side of the page, there is a small image of a room with a plant, and below it, the text 'はこちら' with an arrow pointing to the image.

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

JWセンターHPにはデモシステムや操作解説ビデオなどのコンテンツがあります。

電子マニフェスト活用講習会の御案内

プログラム:①制度説明(50分) ②パソコンを使った操作体験(90分)

プログラム①②をすべて受講された場合に限り、申し込み時の申請によりCPDSの受講証明書を発行します。

開催日時	実施会場	定員	申込締切日
令和8年2月3日(火) 13時30分～15時50分	【広島市】合人社ウェンディひと・まちプラザ 北棟6Fマルチメディア実習室	25名	1月29日
令和8年2月4日(水) 13時00分～15時20分	【尾道市】ベイタウン尾道組合会館 第1会議室	15名	1月30日

★詳細、申込については、広島県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/denmani-seminar-2025.html>

こちらのQRコードからもアクセスできます⇒



★JWNETにて未加入の排出事業者、処理業者、建設業者等を対象にした

電子マニフェスト導入実務説明会(Web説明会)動画が配信されています。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/douga/index.html>

(参考) 団体加入（C料金）について

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

C料金（少量排出事業者団体加入料金）について

【料金表（再掲）】

区分	A料金	B料金	C料金
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	(5件まで無料) 6件から22円
目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	90件以下

【C料金について】

排出事業者が20以上集まって加入し、利用代表者が加入者の利用料金を一括して支払う等の条件を満たす場合に、**廉価な年間基本料**で電子マニフェストを利用できる制度です。

【少量排出事業者団体加入支援事業について】

(一社) 広島県資源循環協会（事業受託者）が利用代表者となりますので、申込者自らが20以上の**排出事業者を集めること**や利用者代表の設定をする必要なく、少量排出事業者団体加入制度を利用できます。詳しくは広島県HPを御確認下さい。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>

(参考) 電子マニフェスト登録の
一部義務化について

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

施行規則（環境省令）の内容★

1-1. 電子マニフェスト使用義務者

※ 電子マニフェストに関する規定について
2020年4月1日施行

- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（PCB廃棄物は50トンの中に含めない。）とする。
- 電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかる。

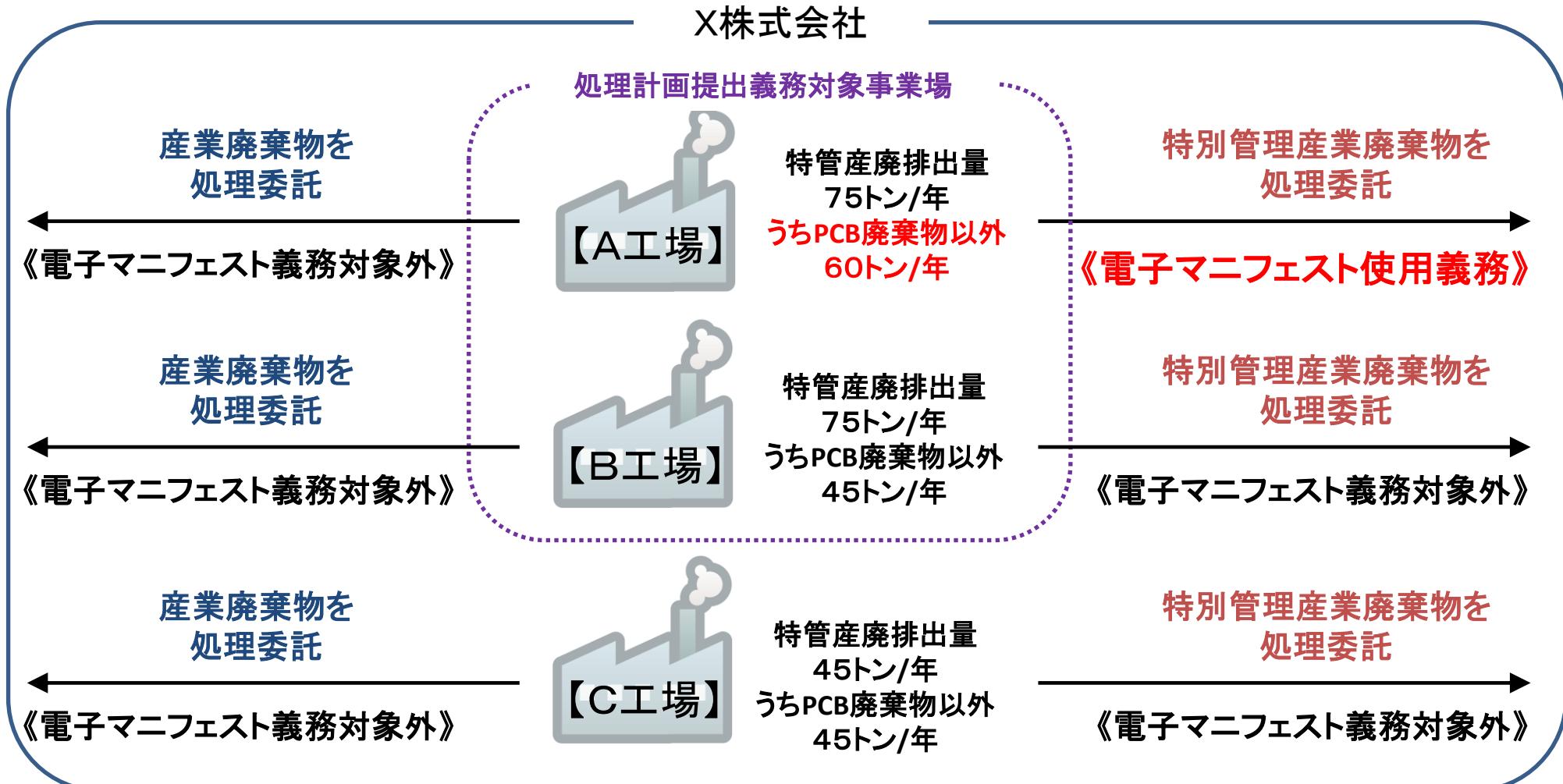
【趣旨】

- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。
- 都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子マニフェスト使用義務者の判断を行う。
- PCB廃棄物は電子マニフェスト使用の義務対象には含めないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子マニフェストの使用義務者から外れる。（その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。）

施行規則（環境省令）の内容

1-2. 電子マニフェスト使用義務の対象（例）

- 複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の排出量が年間50トン以上の事業場から排出する特別管理産業廃棄物のみに電子マニフェスト使用の義務がかかる。



2-1. 電子マニフェストの登録が困難な場合

- ① 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- ② 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- ③ 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

【趣旨】

- 使用義務者が電子マニフェストの登録が著しく困難な場合は、電子マニフェストの登録に代えて紙マニフェストの交付が認められる。
- やむを得ない事由により紙マニフェストを交付した場合、マニフェストの「備考・通信欄」にその理由を記入することとする。

2-2. 電子マニフェストの登録が困難な場合の例

- ①義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合

【想定される例】

- 排出事業者の機器が全て故障で、電子マニフェストが利用できない場合
- 天災、障害、停電、コンピュータウイルス等により、排出事業者の機器がJWNETのシステムに接続不能となった場合
- 排出事業者の社内管理システムの不具合で、社内システムからEDI接続で電子マニフェストが利用できない場合
- 天災、停電等により、通常委託している処理業者が電子マニフェストを利用することができない場合
- インターネットプロバイダの不具合により一定期間インターネット回線を利用できない場合
- JWNETのシステムが天災・障害・停電・コンピュータウイルス等により接続不能となった場合

2-2. 電子マニフェストの登録が困難な場合の例

②離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、
スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離
に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる
場合

【想定される例】

- 離島など、地域的に隔離され、電子マニフェストを利用している処理業者が存在せず、かつ緊急に処理を行う場合
- 通常業務において発生しない廃棄物であって、近距離に電子マニフェストを利用している処理業者が存在しない場合
- 廃棄物の性状等から、特定の処理業者にしかできない処理技術があり、その処理業者に委託せざるを得ないが、その処理業者が電子マニフェストを利用していない場合

③常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

※あらかじめ情報処理センターに登録することが著しく困難な事由が明らかな場合は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の処理計画にその旨を記載すること。

【紙マニフェストへの記載例】

(1) インターネット回線等の不具合、自然災害等の場合

- EDIシステムのダウンのため
- PCの故障によりインターネット接続ができないため
- インターネット回線の不具合のため
- 電力会社の停電のため

(2) 処理業者が対応しない場合やスポット的な処理の場合

- 近隣に電マニ対応業者が存在しないため
- 処理業者が電マニに対応していないため（通常業務で発生しない廃棄物）
- ○○(株)にしか処理できないため

(3) 常勤職員が65歳以上の場合

- 常勤職員が全て65歳以上

※上記以外にも、排出事業者は、困難な状況としてやむを得ないと認められることが分かるように記載するよう努める必要がある。

電子マニフェスト使用義務者の義務違反★

電子マニフェスト使用義務者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合、勧告→公表→命令→罰則となる。

都道府県知事は、規定を遵守していないと認めるときは、適正な処理に関し**必要な措置を講すべき旨の勧告**をすることができる。



都道府県知事は、勧告を受けた事業者等がその**勧告に従わなかったときは**、その旨を**公表**することができる。



都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、**勧告に従わなかった旨を公表された後**において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る**措置をとらなかつたときは**、その勧告に係る**措置をとるべきことを命ずること**ができる。



命令に違反した場合、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

3. 情報処理センターへの登録期限

※平成31年(2019年)4月1日施行

廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限について、義務対象者の過重な負担とならないよう、**3日以内（土日祝日を含めない）**とする。ただし、原則としては、予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

【趣旨】

- 廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限は、電子マニフェストの登録が任意のものから一部義務化されることに伴い、使用義務者の過重な負担となることを防止するため、3日以内の登録期限について、土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を含めないこととする。
- ただし、不適正処理の防止の観点から、原則としては、電子マニフェストの予約登録機能や、現在開発中の現場登録システム等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

«予約登録機能を活用した電子マニフェスト登録の流れ»



- ① 廃棄物を引き渡す前に、マニフェストの「予約登録」画面であらかじめ分かっている項目（収集運搬業者、処分業者の情報等）を入力
- ② 廃棄物を引き渡した後、予約時に入力しなかった項目（日付、種類、数量等）を入力して登録

4. 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画

※平成31年(2019年)4月1日施行

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、処理計画書に「電子マニフェストの使用に関する事項」を記載することとする。

【趣旨】

- 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画は、PCB廃棄物を含め、年間50トン以上特別管理産業廃棄物を発生する事業場について、毎年6月30日までに提出しなければならない。
- 電子マニフェストの義務対象者になるか否かについては、計画書に記載する前年度の廃棄物の種類毎の発生量の合計値から判断する。(PCB廃棄物の発生量を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者にはならない。)
- 義務対象者は、計画書に電子マニフェストの使用に関する事項(JWNETへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等)を記載する。
- PCB廃棄物を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者とはならない旨を記載する。
- あらかじめ情報処理センターに登録することが困難な事由が明らかな場合は、その旨を記載する。(2019年実績提出分以降)

5. 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告

※令和2年(2020年)4月1日施行

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、前年度の処理計画書の実施状況報告において、電子マニフェストの使用に関する事項について報告することとする。

【趣旨】

- 特別管理産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき行った取り組みについて、電子マニフェストの使用状況を含め、都道府県等に毎年6月30日までに報告しなければならない。
- 当該年度(前年度)の特別管理産業廃棄物の排出量がPCB廃棄物を除き50トン/年未満となる場合は、電子マニフェストの使用に関する欄にその旨を記載すること。
※翌年度は電子マニフェスト使用義務者ではなくなる。